# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 許 可 申 請 等 の 手 引

令和7年1月

豊橋市建設部建築指導課

この手引は、豊橋市において宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請等手続をする場合の取り扱いを示したものです。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)

政令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)

省令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号) 細則 豊橋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(豊橋市規則第59号)

手数料条例 豊橋市手数料条例 (平成 12 年条例第 18 号)

土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成 12 年法律第 57 号)

1.	許	可の抗	既要	1 -
1	.1	許可	Jの趣旨	1 -
1	.2	規制	区域	2-
	1.2	2.1	宅地造成等工事規制区域(法第 10 条)	2-
	1.2	2.2	特定盛土等規制区域(法第 26 条)	2-
	1.2	2.3	造成宅地防災区域(法第45条)	2-
1	З.	許可	Jを要する工事	3-
1	.4	許可	]を要しない工事	8-
2.	I	事の排	支術的基準及び設計者の資格	13 -
2	2.1	宅地	9造成、特定盛土等に関する工事の技術基準(法第13条第1項)	13 -
2	2.2	土石	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	14 -
2	2.3	資格	を有する者の設計対象工事、設計者の資格(政令第 21 条、第 22 条)	15 -
	2.3	3.1	設計者の資格	15 -
3.	事	前審証	<u> </u>	16 -
4.	許	可の	申請等(法第 12 条第 1 項)	17 -
4	.1	申請	手続きの流れ	17 -
4	2	許可	]申請書作成要領	18 -
4	3	変更	許可申請及び軽微な変更について	32 -
	4.0	3.1	許可を受けた工事の変更許可申請(法第16条第1項)	32 -
	4.	3.2	許可を受けた工事の軽微な変更の届出(法第16条第2項)	33 -
4	.4	擁昼	等を除却する工事及び公共施設用地転用の届出書作成要領(法第 21	条第 3
		項、	第4項)	34 -
4	.5	規制	区域の指定の際に施工中の工事の届出(法第 21 条第 1 項)	34 -
4	6	届出	工事の変更届出書	34 -
4	.7	許可	J等手数料	35 -
4	8	標準	· 	35 -
5.	許	可後に	こおける留意事項、検査・定期報告等	36 -
5	5.1	工事	『着手時の留意事項	36 -
			許可証の交付	
	5.	1.2	工事着手届の提出(細則第3条)	36 -
	5.	1.3	標識の掲示(法第 49 条)	36 -
5	5.2	検査		38 -
	5.2	2.1	検査・定期報告の提出	38 -
	5.2	2.2	中間検査(法第18条第1項)	38 -

5.2.3 定期報告(法第 19 条第 1 項)	
5.2.4 工程報告(細則第6条)	40 -
5.2.5 完了検査等(法第 17 条)	41 -
5.3 検査・定期報告にあたっての留意事項	43 -
6. 他の法令との関連	43 -
7. その他の手続	44 -
7.1 手続きの一覧	44 -
8. 問い合わせ先	45 -

# 1. 許可の概要

# 1.1 許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において行う宅地造成、特定 盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための 許可制度です。

本手引内の用語の定義は、表 1-1 のとおりです。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。
	・農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に
	供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をい
	います。(令第3条)
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は
	農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きい
	ものをいいます。なお、特定盛土等は宅地造成を包含します。(令第3条)
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で、政令で定めるものをいいます。
	また、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。(令第4条)
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいいます。(令第1条)
擁壁等	<b>擁壁、排水施設その他の政令で定める施設をいいます。</b>
崖面崩壊防止施設	地盤の変動等により、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうおそれがある
	場合に、擁壁に代えて設置することができます。鋼製の骨組みに栗石その他の
	資材が充填された構造の施設その他これに類する施設をいいます。
のり面	盛土や切土により作られた斜面のことをいいます。
のり高	のり面の上端と下端との垂直距離をいいます。
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら
	その工事をする者をいいます。

#### 1.2 規制区域

#### 1.2.1 宅地造成等工事規制区域(法第10条)

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積(以下、「宅地造成等」という。)に伴い災害の生じるおそれが大きい土地の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域として、市長が指定した区域です。

なお、豊橋市は市全域を宅地造成等工事規制区域として指定しています。

#### 1.2.2 特定盛土等規制区域(法第26条)

宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生じるおそれが特に大きいと認められる区域として、市長が指定した区域です。

なお、豊橋市では特定盛土等規制区域に指定した区域はありません。

#### 1.2.3 造成宅地防災区域(法第45条)

市長は、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。)を、造成宅地防災区域として指定することができるとしています。

なお、豊橋市では造成宅地防災区域に指定した区域はありません。

# 1.3 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものとなります。

表 1-2 許可を要する工事

行為	対象規模	イメージ図
宅地造成又は特定	①盛土で、高さが1mを超える崖*1を生	<b>†</b> /
盛土等(法第2	じるもの	高さ
条、令第3条)		m.T.
	② 切土で、高さが2mを超える崖*1を生	切土
	じるもの	高さ
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m	盛土 切土
	を超える崖**1 を生じるもの	切土高さ
	④ ①③に該当しない盛土で、高さが2m	盛土
	を超えるもの	高さ
		(崖を生じないもの)
	⑤ ①~④に該当しない盛土又は切土で、	盛土 切土
	盛土又は切土をする厚さが 30cm を超	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	え、かつ、土地の面積が 500 ㎡超となる	(盛土又は切土のみの場合も含む)
	もの	
土石の堆積*2	⑥ 最大時に堆積する高さが2mを超え、	
(法第2条、令第	かつ、面積が 300 ㎡を超えるもの	高さ 
4条、省令第8条		■ 面積
(10)イ)	⑦ 最大時に堆積する厚さが 30cm を超	厚さ
	え、かつ、面積が 500 ㎡を超えるもの	面積
		<b>₩1</b> ₹

- ※1 崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいいます。
- ※2 土石の堆積の許可期間は、5年以内となります。

#### 【補足1】盛土、切土、土石の堆積の高さについて

#### (表 1-2 許可を要する工事 ①~④及び⑥関係)

盛土及び土石の堆積の高さは盛土の最下端と最上端の標高差とします。切土の高さは切土の最下端と最上端の標高差とします。これらは、原地盤の勾配が平地であっても斜面地であっても同様とします(図 1-1 参照)。

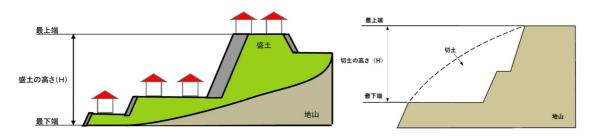


図 1-1 盛土等の高さの計測イメージ

出典:盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(国土交通省・農林水産省・林野庁) R5.5 より抜粋

#### 【補足2】崖の高さの取扱いについて

# (表 1-2 許可を要する工事 ①~③関係)

崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいいます。崖の高さの 取扱いについては、愛知県建築基準条例第8条(がけ条例)の取扱いに準じます。

# 【補足3】盛土、切土、土石の堆積の厚さについて

(表 1-2 許可を要する工事 ⑤及び⑦関係)

盛土及び切土の厚さとは、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差をいいます。

土石の堆積の厚さとは、土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差をいいます。

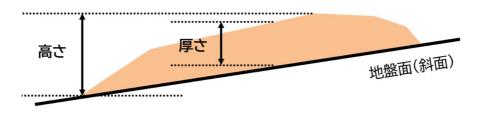


図 1-2 盛土の高さ・厚さのイメージ図

#### 【補足4】許可対象規模の根拠面積と手数料の根拠面積の考え方

#### ○宅地造成又は特定盛土等の場合

- ●表 1-2 許可を要する工事 ①~④の場合
- ①~④に該当する工事を行う部分の他に、①~⑤には該当しないが一体とみなされる盛 土等を行う場合、両方を足した面積(一体とみなす盛土等全体の面積)を手数料の根拠 面積とします。

#### ●表 1-2 許可を要する工事 ⑤の場合

- ・一体とみなされる盛土等において、「厚さ30cm以下の盛土等」を行う部分と「厚さ30cmを超える盛土等」を行う部分の両方がある場合、「厚さ30cmを超える盛土等」を行う部分が500㎡を超える場合、許可対象工事とします。
- ・その場合、「厚さ30cm以下の盛土等」を行う部分と「厚さ30cmを超える盛土等」を行う部分の両方を足した面積(一体とみなす盛土等全体の面積)を手数料の根拠面積とします。

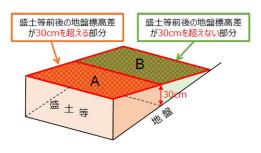


図 1-3 根拠面積の考え方

#### 図 1-3 のような一体的な盛土の場合

- 許可対象規模の根拠面積…… A
- 手数料の根拠面積 …… A+B

## ○土石の堆積の場合(表 1-2 許可を要する工事 ⑥、⑦の場合)

・土石の堆積を行う面積を、許可対象規模の根拠面積及び手数料の根拠面積として扱います。

# 【補足5】許可を要する工事の例

# ○許可を要する工事の例

- ●例1:高さ1mを超える盛土をし、高さ1mを超える崖が生じる
  - ⇒ 表 1-2 許可を要する工事 ① に該当



図 1-4 許可を要する工事(例1)

●例2:合計高さが2mを超える盛土と切土を行い、崖が生じる

⇒ 表 1-2 許可を要する工事 ③ に該当



図 1-5 許可を要する工事(例2)

### 【補足6】一体とみなされる宅地造成等について

表 1-2 許可を要する工事の規模に該当しない、許可対象規模未満の宅地造成等が繰り返され、これらの一体性が認められる場合は、従前のものも含めた宅地造成等が許可対象規模を超えれば、許可が必要となります。宅地造成等の一体性は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。

#### (1)事業者の同一性

同一の事業者が行う場合や関連性がある事業者が行う場合に該当します。

(2) 物理的一体性

複数の盛土等が隣接又は近接する場合、同じ場所に盛土等が繰り返し行われる場合に 該当します。

(3)機能的一体性

事業的、計画的に同じ目的をもって複数の盛土等を行う場合に該当します。

(4) 時期的近接性

盛土等が行われる時期が近い場合に該当します。

#### 〇一体とみなされる盛土等の例

- •「(1)事業者の同一性」と「(2)物理的一体性」の両方が認められ、「(3)時期的 近接性」に該当する場合は、一体として取扱います。
- •「(1)事業者の同一性」が認められない場合であっても、「(2)物理的一体性」と「(3)機能的一体性」の両方が認められ、「(3)時期的近接性」に該当する場合は、一体として取扱います。

# 1.4 許可を要しない工事

# 表 1-3 許可を要しない工事

区分	具体的な内容			
公共施設用地	道路、公園、河川			
法第2条第1項第1号	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、			
令第2条	漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用			
省令第1条各項	   に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生			
	活環境の整備等に関する法律(昭和 49 年法律第 101 号)第 2 条第 2			
	項に規定する防衛施設			
	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物			
	処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集			
	落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防			
	止施設			
	※公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用			
	に供されることが決定している土地を含む。			
	※道路とは、道路法による道路等の国又は地方公共団体が管理する道路			
	が該当し、私道並びに農道又は里道 (法定外公共物) 等で国又は地方公共			
	団体の管理によらないものは該当しないものとする。			
	※公共施設のうち、公園については都市公園法による公園のほか、国又			
	は地方公共団体が管理する公園や自然公園法第10条第1項及び第2項			
	並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公			
	共団体が執行する施設を含む。			
	※河川とは、河川法に基づく一級河川若しくは二級河川又は準用河川(河			
	川法の一部の規定を準用し、市町村長が指定及び管理する河川)及び地			
	方公共団体が管理する河川とする。			
災害の発生するおそれがな				
いと認められる工事(他法令の	出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命			
基準等により盛土等の安全性が確保	令の実施に係る工事			
されている工事)	○鉱業法【鉱物の採取】第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同			
法第12条第1項	法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項			
トレート ただし書	の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第0項目によりに対象の認可を受けたという。			
法第27条第1項	第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可 に係る施業案の実施に係る工事			
	〇採石法【岩石の採取】第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受			
ただし書	けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定に			
法第30条第1項	よる命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事			
ただし書	○砂利採取法【砂利の採取】第16条若し<は第20条第1項の規定による認可を受			

令第5条第1項各号 令第27条 令第29条第1項 省令第8条第1項各号 けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川 管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

○土地改良法【土地改良事業(農業用用排水施設の新設等)】第2条第2項 に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準する事 業に係る工事

〇火薬類取締法【火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤等】第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

○家畜伝染病予防法【家畜の死体等の埋却】第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物の処分等】第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

○土壌汚染対策法【汚染土壌の搬出又は処理等】第16条第1項の規定による 届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の 許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

〇平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法【廃棄物又は除去土壌の保管又は処分】第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌の保管に係る工事

○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

○国もしくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要 な応急措置として行う工事

地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道施設•運輸施設整備 支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構

- 〇高さ2m以下かつ面積 500 ㎡超の盛土又は切土(令第3条第5号の 盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の 標高の差が30cmを超えないもの
- ○土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
- ○令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤 面と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものを行

	う工事			
	〇工事の施行に付随して行われる土石の堆積(※1)であって、当該工			
	事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場			
	(※2)又はその付近(※3)に堆積するもの(※4)			
みなし許可となる工事	○国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者の協議が成立し			
法第15条各項	た工事			
法第34条各項	〇都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事			
	(%5)			
その他法の対象外となる行	〇農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(※6)(通常の			
為	生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の			
	新設、補修及び除去及び表土の補充(※7)であってその前後の地盤面			
	の差が 30cm を超えないもの)			
	○グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等			
	〇四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦に			
	するもの及び平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が			
	許可対象規模を超えないもの(※8)			

- (※1)「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- (※2)「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に土石の堆積場所として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱います(図 1-5 参照)。



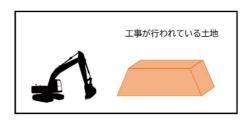


図 1-5 工事の現場 イメージ図

(※3)「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。なお、「工事現場の隣地や隣地に類する土地」とは、原則として工事の現場の隣地及び道路を挟んだ向かいの土地を指します(図 1-6 参照)。



図 1-6 工事の現場の付近 イメージ図

(※4) 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

また、当該工事の現場又はその付近に市外の土地が含まれる場合には、その土地の自治体の取扱いに準じてください。

(※5) 宅地造成等工事規制区域において、区域指定後に都市計画法に基づく開発許可を受けた開発行為は、盛土規制法による許可を受けたものとみなします。このため、盛土規制法に基づく許可申請は不要ですが、中間検査、定期報告及び標識掲示が必要になります。

当該開発行為に係る許可後の手続き及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることとなるため、留意してください。

<盛土規制法のみなし許可に該当する開発行為の扱い(主なもの)>

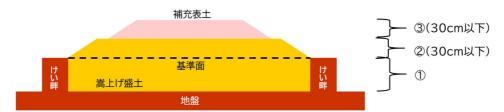
○盛土規制法に基づく手続き

標識掲示、中間検査、定期報告及び完了後の保全義務等の対象となります。

- ○都市計画法第33条第1項第7号の基準への適合 都市計画法の規定により、盛土規制法の技術的基準への適合が必要です。
- 〇都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号、第 13 号の適用拡大 都市計画法の規定により、自己の居住用または 1ha 未満の自己の業務用であっても、申請者の資力・信用及び工事施行者の能力の基準に適合が必要です。
- ○是正措置及び罰則の適用

都市計画法の是正措置と罰則のほか、盛土規制法の是正措置と罰則も適用されます。

(※6) 農地及び採草放牧地において行われる行為が、営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局に対して許可申請前に相談を行ってください。なお、この場合の判断事例を図 1-7 に示します。



- ①けい畔の高さまで嵩上げする場合や、窪地を周囲の高さまで嵩上げする場合は規制対象外。
- ②平坦な基準面を基準にして、基準面を超えて嵩上げした高さが規制対象規模(30cm)以下であれば規制対象外。
- ③表土の補充高が表土基準(30cm)以下であれば規制対象外(工事後に嵩上げ盛土と表土補充が明確な場合に限る)。

#### 図 1-7 通常の営農行為の判断事例 イメージ図

(※7)「表土の補充」とは、作物生産のために耕起、施肥、かん水等が行われる土の層を他の土地から 搬入した土砂により厚くする行為をいいます。

#### 【農業委員会事務局 問い合わせ先】

所在地/〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地 (豊橋市役所 西館 3 階) 電話番号/0532-51-2950 E-mail/ nogyoiinkai@city.toyohashi.lg.jp

(※8) 図 1-8 のような事例が該当します。

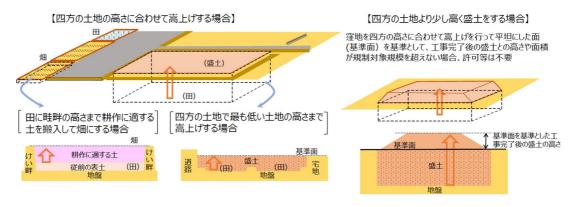


図 1-8 窪地における盛土の規制要件の事例 イメージ図

# 2. 工事の技術的基準及び設計者の資格

2.1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準(法第13条第1項)

表 2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内容				
		盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸				
	第7条第1項第1号	透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置につい				
		て				
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策				
	31 7 7 7 7 7 7	(段切りその他の措置)について				
地盤について講じ	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨				
る措置に関するも	31 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	水その他の地表水に対する措置について				
0		山間部おける河川の流水が継続している土地その他省令				
	第7条第2項第2号	第 12 条各号の土地において、高さ 15mを超える盛土				
	210 · 214210 — 24210 — 3	の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づ				
		く地盤の安定計算)について				
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の				
		滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他				
		の措置)について				
	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について				
	第9条~第13条	擁壁の構造について(鉄筋コンクリート造、無筋コンク				
るもの		リート造、練積み造)				
<b>Q Q</b> 13		国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁につい				
		て(※1)				
崖面崩壊防止施設	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について				
の設置に関するも	第 14 条第 1 項第 2 号					
0		注回加水(利用)に0.X.V.)				
崖面及びその他の	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護に				
地表面について講		ついて(石張り、芝張り、モルタル吹付け等)				
じる措置に関する	第 15 条第2項	地表面(※2)の雨水その地表水からの浸食からの保護に				
もの		ついて(植栽、芝張り、板柵工等)				
排水施設の設置に	第16条	排水施設の構造、機能について				
関するもの						

(※1)国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

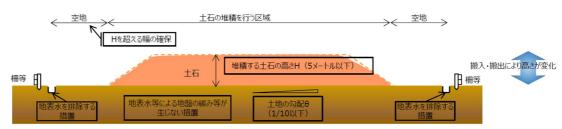
URL: <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\_tobou\_tk\_000060.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\_tobou\_tk\_000060.html</a>

(※2) 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における 植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(令第 18 条)

#### 2.2 土石の堆積に関する工事の技術基準(法第13条第1項)

表 2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準(法第13条第1項)

技術的基準	政令	内容
	第19条第1項第1号	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対す る措置について
土石の堆積に伴	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
い必要となる措	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
置に関するもの	第 19 条第 1 項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対す る措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について



※堆積する土石の高さが 5m 超の場合、当該高さの 2 倍を超える幅の空地が必要です。

※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。

#### 図 1-9 土石の堆積に係る技術的基準全般のイメージ図(参考)

出典:盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方(国土交通省) R5.5 より抜粋

このほか、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の技術基準については「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの解説」に準拠してください。

(ダウンロード:国 HP 盛土等防災マニュアル)

URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf

- 2.3 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格(政令第21条、第22条)
- 2.3.1 設計者の資格
- (1) 有資格者の設計によらなければならない工事(政令第21条、政令第31条) 以下の工事は、法律で定める資格を有する者の設計によらなければなりません。
  - ① 高さが5mを超える擁壁の設置
  - ② 盛土又は切土をする土地の面積\*1が1,500㎡を超える場合の排水施設\*2の設置
  - ※1 「盛土又は切土をする土地の面積」とは、盛土又は切土をする厚さが 30cm を超える部分の面積をいいます。
  - ※2 「排水施設」とは、令第 16 条に規定する排水施設を指し、中間検査の対象となる特定工程(地下水の排除を主な目的とする暗渠排水管等)だけではなく、地表水の排除を主な目的とする排水施設も含みます。
- (2) 設計者の資格(令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号) 法律で定める設計者の資格は以下のとおりです。
  - ア. 大学の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して2年以上の実務経験を有する者
  - イ. 短期大学(3年制)(専門職大学の前期課程を含む)の土木・建築課程を卒業後、 土木・建築の技術に関して3年以上の実務経験を有する者
  - ウ. 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の 技術に関して4年以上の実務経験を有する者
  - エ. 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して7年 以上の実務経験を有する者
  - オ. 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、土木・建築の技術に関して1年 以上の実務経験を有する者
- 力. 技術士(建設部門、農業部門(選択科目「農業農村工学」限る。)、森林部門(選択科目「森林土木」に限る。)又は水産部門(選択科目「水産土木」に限る。))
- キ、一級建築士
- ク. 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有するもので、国土交通大臣の 認定する講習を終了した者
- ケ. 上記以外で主務大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の 知識及び経験を有すると認める者

#### (3) 設計資格を証明する書類

該当する資格に応じて表 2-3 に示す書類を細則様式第5号に添付して提出すること。

表 2-3 設計者の資格証明書類

関係	孫法令	資格証明書	証明する設計者資格 ※前記(2)参照
令第22条第1号~第4号		卒業証明書	ア、イ、ウ、エ、オ
省令第35条 第1号		講習修了証明書	ク
告示	第1号	大学院に1年以上在学したことの証明書	オ
	第2号	技術士の資格証明書	カ
	第3号	一級建築士の資格証明書及び定期講習修	+
		了証	

# 3. 事前審査

許可申請後に手数料の額に関わる面積(盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積)に変更が生じると大幅に審査工程のやり直しが生じるため、許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

現地調査(事前審査)依頼票に必要書類を添えて、正本1部を提出してください。 現地調査(事前審査)依頼票は、受付後、概ね10日以内で回答します。

様式は、豊橋市のホームページで公表しています。(開発許可等に係る事前相談と同様式です。)

URL: https://www.city.toyohashi.lg.jp/5440.htm

# 4. 許可の申請等(法第12条第1項)

# 4.1 申請手続きの流れ

表 4-1 申請手続きの流れ

	申請者(土地所有者等)	建築指導課	その他
型 調 電 電	現地調査(事前審査)―― 依頼票の提出(1部) 	申請受理 ↓ 審査 ◀ → 審査結果回答	──▶ 関係課意見照会
本申請前	周辺住民への周知 関係各課持ち回り協議 関係法令協議		
	許可申請書提出 ———(正副2部)	<ul><li>許可申請書受理</li><li>↓</li><li>審査</li></ul>	
許可申請	追加説明または補正を求める事項の一覧受領 ↓ 申請書補正  許可証受領 (副本1部)	→ 追加説明または補正を求める 事項の一覧送付  ・ 申請書補正受理 ・ → 審査 ・ → 許可証交付	<ul><li>許可事項の公表</li><li>(豊橋市ホームページ上で公表)</li><li>建築確認申請</li></ul>
工事中	標識の設置 工事着手届提出(1部) ― 定期報告書提出(1部) ― 中間検査申請書提出(1部) ― 合格証受領 ◆ 一 完了検査申請書提出(1部) ― 検査済証受領 ◆	→ 中間検査、合格証交付	※3か月に1回 ※土石の堆積は対象外 ※中間検査の対象工事は 「中間検査(5.2.2節)」を 参照 ※土石の堆積の場合は、「完 了検査」、「検査済」をそれ ぞれ「確認」、「確認済」と 読み替える
完了後	適正な維持管理	パトロール、助言、指導	D.0.7 G.7C G

# 4.2 許可申請書作成要領

許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

表 4-2 許可申請に必要な書類

1 L 0	切中間に必女は首規			
書類の 名称	内容等	区分 宅地造成、 特定盛土 等	土石の堆	備考
許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載	要	要	<ul><li>(宅地造成、特定盛土等)</li><li>省令様式第2(省令第7条第1項)</li><li>(土石の堆積)</li><li>省令様式第4(省令第7条第2項)</li></ul>
	<ul><li>・2.3.1 節(1)に該当する場合</li><li>・設計資格を証明する書類(2.3.1 節(3))を添付</li></ul>	該当する場合は要	_	細則様式第5(細則第7条)
土地の公図 の写し (法務局発行 のもの) (※1)	<ul><li>・方位、縮尺、施行区域の境界(赤枠)</li></ul>	要	要	(細則第10条第1項第5号) ・省令第7条の「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」及び「土石の堆積に関する工事の許可申請書」の「4土地の所在地及び地番」を証明する図面を添付。

土地の登記 事項証明書 (法務局発行 のもの) (※1)	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書	要	要	(細則第10条第1項第6号)
工事主の資 力・信用に 関する申告 書 (※1)	・住民票又は個人番号カード(番号を	要	要	細則様式第8(省令第7条第1項第7号~第9号、細則第10条第1項第1号、第2号)
工事施行者の能力に関する申告書(※1)	以下の書類を添付 ・法人の登記事項証明書(法務局発行のもの) (個人の場合は住民票の写し又は個人番号カードの写し(個人番号を黒塗り)(※3-2)) ・建設業の許可を受けたこと等を証する書類(※4)	要	要	細則様式9 (法第12条第2項第3号、 細則第10条第1項第3 号、第4号) (省令第7条第1項第6号)
申請地及び その周辺の 写真	・申請地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況を明らかにするもの・撮影箇所及び方向がわかる図面(地形図と兼用可)を添付。	要	要	(自口先(未先) 垻先ひ亏)

				<u> </u>
	申請区域内の土地について以下の権利			細則様式第6(細則第8
同意を得た	を有するすべての者の同意			条)
ことを証	〈権利の種類〉	要	要	
する書類	所有権、地上権、質権、賃借権、使用			
	賃借権、使用収益権			
	○住民周知の範囲			細則様式第7(細則第9
	•(※6) の表に示す範囲			条)
	○開催方法毎の必要書類			(省令第6条、第7条第1項
	〈説明会開催の場合〉(※7)			第11号)
	• 開催の周知範囲が分かる位置図等			
	• 開催案内及び開催結果が分かる資料			
E	(説明会に用いた資料等)		要	
周知措置報	〈書面配布の場合〉	要		
告書(※5)	・配布した書面			
	・配布範囲が分かる位置図等			
	〈掲示及びインターネットによる場			
	合〉			
	・掲示場所が分かる位置図等			
	• 掲示状況の写真			
	・閲覧ページの写し(URL含む)			
	建築基準法告示(地盤の許容応力度及び基礎			・擁壁等(地表水を処理するため
	ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法			の排水施設を除く)を設置する
	並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基	!++ <del>-</del> +√ ! <i>-</i> - =-+	## <b>#</b> # 10 = <b>+</b>	場合に添付
地盤調査報	礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件	備考に該	備考に該	・土地に構造物が存在する
告書	(平成 13 年 7 月 2 日号外国土交通省告示第	当する場合は要	当する場合は要	等、やむを得ず地盤調査を
	1113号)) に定める地盤の許容応力度	口は女	口は女	行えない場合は、許可後に
	の許容支持力を求めるための地盤調査			提出することができる。
	の試験結果報告書			

大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条件を満足している ことが分かる書類	当該擁壁 を使用す る場合は 要	_	(令第17条)
	<ul><li>・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要 (※8)</li><li>・構造計画、応力算定及び断面算定</li></ul>	備考に該 当する場 合は要 (※9)	_	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合(省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設を設置する場合(令第14条、省令第31条)
構造計算書	<ul> <li>措置の概要、構造計画、応力算定及 び断面計算等</li> </ul>	_	備考に該当する場合は要	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合(省令第7条第2項第2号、第32条)・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合(省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号)
地盤、崖面 及び渓流等 における盛 土の安定計 算書	・土質試験等に基づく地盤の安定計算書	備考に該 当する場 合は要	_	<ul> <li>・渓流等において高さ 15m</li> <li>を超える盛土をする場合         <ul> <li>(省令第7条第1項第3</li> </ul> </li> <li>号)</li> <li>・崖面を擁壁で覆わない場合(省令第7条第1項第4</li> <li>号)</li> </ul>

その他審査	・他の法令で許認可等を要する時は、			
に必要な書	それらの許認可等を証する書類	要	要	
類				

表 4-3 許可申請に必要な図書

			区分	ਹੇ	
図書の種類	縮尺等	明示すべき事項・内容等	宅地	の堆	備考
位置図	1/10,000 以上	申請地の位置(赤枠)、主要道路、排水 先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	要	要	原則として、縮尺 1/2500 の都市計画 図とする。
土地の求積図(実測図)	指定なし	①申請に係る土地の求積に必要な 寸法及び算式 ②盛土又は切土をする土地の部分 又は土石の堆積を行う土地の部分 の求積に必要な寸法及び算式(造成 全体及び厚さ 30cm を超える部分 の両方について作成)	要	要	座標求積、三斜求積等 の算定の根拠がわか るもの。 (細則第 10 条第 1 項第 7 号)
土量計算書	_	盛土若しくは切土の土量又は土石 の堆積の最大堆積土量の計算書	要	要	
地形図(現況図)	1/2,500 以上	方位、地形(等高線)、申請区域の境 界(赤枠)	要	要	等高線は2mの標高 差を示すもの。

土地の平面図	(宅地造成、 特定盛土等) 1/2,500 以上 ( 積) 1/500 以上	(宅地造成、特定盛土等) 方位、土地の境界線(赤枠)、盛土(緑色)又は切土(茶色)をする土地の部分の色別、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置、形状、幅員、勾配及び記号、縦横断線の位置、形状、幅と記号、紅区界、地形(等高線)、申請地の地盤高及び面積 (土石の堆積) 方位、土地の境界線(赤枠)、勾配が1/10を超える土地におけるた地である地でであるが1/10を超える土地にある地でである地でである。空地の位置、神その他でであるものを設置する位置を持っていた。 類するものを設置する位置及び当該措置の内容、堆積した土石の崩壊に伴うる措置を講する位置及び当該措置の内容、地の流出を防止する措置を講する位置及び当該措置の内容	要	要	・計る・箇で付 (等・置場す・施つ合を (・地たす堆に防てきすいりは 図断よと さ さ さ な な を 面う の な と な な な の な と な な な な の な に の め た 土 る 請 に る る な な と 記 を か を の な に の め た 土 る 請 に の な た は る る の あ に の め た 土 る 請 に の な た は な は あ よ 崩 の 土 砂 措 書 に の な た な 壊 措 石 の 置 と 番 の な は を 置 の 流 に 照 号 を が と な な 壊 措 石 の 置 と 番 の な は を 置 の 流 に 照 号 の は を 置 の 流 に 照 号 の し 止 び 壊 を い で 付
--------	--	--	---	---	--

土地の断面図	(宅地造成、 特定盛土等) 1/2,500 以上 (土石の堆 積) 1/500 以上	(宅地造成、特定盛土等) 盛土(緑色)又は切土(茶色)をする前後の地盤面、擁壁、崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留、崖の位置 (土石の堆積) 土石の堆積を行う土地の地盤面	安	要	高低差の著しい箇所 について作成するこ と。
排水施設平面図	1/500 以上	・排水区域の区域界(赤枠)、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロック別の記号 ・放流先の施設管理者の排水同意を得ること	要	-	盛主又は切土をする 土地の面積が 1ha を 超える場合又は必要 と認められる場合は、 流量計算書を添付す ること。
排水施設縦断図	1/500 以上	マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水管勾配(流速)、マンホール間距離、管径、土被り、計画	要	-	令第 16 条に適合することを示す図面を添付。
排水施設 構造図	1/50 以上	構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水桝、吐口工)	要	l	同上
崖断面図	1/50 以上	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土する前の地盤面並びに崖面の保護の方法	要	_	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 ・崖面を擁壁で覆わない場合は安定計算書を添付。

擁壁の断面図	1/50 以上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の 種類及び寸法、裏込めコンクリート の寸法、透水層の位置及び寸法、擁 壁を設置する前後の地盤面、基礎地 盤の土質、水抜穴の寸法とその間 隔、基礎ぐいの位置、材料及び寸法	要	設する合要	
擁壁の背面図 (擁壁の展開 図)	1/50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置及び材料 並びに内径、透水層の位置及び寸 法、前面及び背面の地盤線、根入れ 深さ	要	_	練積造擁壁の場合は 擁壁の展開図とする。
崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、 崖面崩壊防止施設の材料の種類及 び寸法、裏込めコンクリートの寸 法、透水層の位置及び寸法、崖面崩 壊防止施設を設置する前後の地盤 面、基礎地盤の土質、水抜穴の寸法 とその間隔、基礎ぐいの位置、材料 及び寸法	毄	_	水抜穴及び透水層に 係る事項については、 必要に応じて記載す ること。
崖面崩壊防止 施設の背面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の高さ、水抜穴の 位置及び材料並びに内径、透水層の 位置及び寸法、前面及び背面の地盤 線、根入れ深さ	要	_	水抜穴及び透水層に 係る事項については、 必要に応じて記載す ること。

防災工事計画平面図	1/1,000 以上	方位、等高線、計画道路線、段切位置、 ヘドロ除去位置、除去深さ、防災施設 の位置、形状、寸法、名称、流土計画、 工事中の雨水排水経路、防災措置時 期及び期間	要		・省令第7条より、様式2の「リエ事中の危害防止のための措置」を示す図面を添付する。 ・盛土又は切土をする土地の面積が1ha超の造成の場合に添付すること。
防災施設 構造図	1/100 以上	洪水調整池、沈砂池、その他防災施 設	要	_	同上

### 【許可申請書 記載上の注意事項】

- ① 「1工事主住所氏名」の欄は、原則として、申請者と同じ者となります。
- ② 「2設計者住所氏名」の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を 含む場合(2.3 節参照)には、〇印を付し、資格を有することを証する書類を申請書に 添付すること。
- ③ 「3工事施行者住所氏名」の欄は、工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載すること。工事施行者が未定の場合は、決定してから工事着手前に、表 4-2 に示す「工事施行者の能力に関する申告書」を添付して変更許可申請(4.3.1 節参照)すること。ただし、工事施行者に必要な能力がないと判断された場合は、許可が取り消される場合もあるので注意すること。
- ④ 「4土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)」の欄は、申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。
  - 代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記載すること。
- ⑤ 「5土地の面積」の欄は、「4」の欄の土地の総面積を、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記載すること。申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載すること。

- ⑥ 「6工事着手前の土地利用状況」は、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当する ものを記載すること。
- ⑦「7工事完了後の土地利用」は、宅地又は農地等のうち該当するもの記載すること。 なお、宅地の場合は、建築物の建築の有無についても記載すること。
- ⑧ 「8盛土のタイプ」の欄は、次の分類から選択すること(複数選択可)。
  - (ア) 平地盛土: 勾配 1/1 O以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
  - (イ) 腹付け盛土: 勾配 1/1 O超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
  - (ウ) 谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑨ 「9土地の地形」の欄の、「渓流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条)
  - (ア) 河川の流水が継続して存する土地
  - (イ) 地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
  - (ウ) ア、イの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
  - 渓流等の範囲の詳細は、「【補足6】渓流等の範囲について」を参照のこと。
- ① 「10口」の欄は、「5」の欄の面積のうち、実際に盛土又は切土をしようとする部分 の面積を記載すること。この面積によって、申請手数料の額が定まる。
- ① 「10二・ホ・ヘ」の欄は、図面対照番号(構造図)を記載すること。
- (※1)公的証明書は、申請時において発行から3か月以内のものを添付してください。また、原本は正本に添付してください。
- (※2) 参考様式を、豊橋市建築指導課のホームページで公表しています。

URL: https://www.city.toyohashi.lg.jp/61033.htm

- (※3-1)「役員」の範囲は、取締役、会計参与及び監査役とします。
- (※3-2)住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写しのほか、運転免許証、運転経歴 証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、在留カード又は特別永住者証明 書のいずれかの写しも可とします。

- (※4) 申請しようとする工事の内容に合致する業種の建設業許可を受けている場合は、建設業許可通知 書の写し又は建設業許可証明書を提出してください。工事施行者が建設業法第3条第1項ただし 書に該当し、建設業許可を受けていない場合は、以下の書類を提出してください。
  - 工事を指導・監督する技術者の経歴書
  - ・当該工事に係る契約書の写し
- (※5) 周知内容は、少なくとも表 4-4 に示す内容を含むものとしてください。

表 4-4 周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成	① 工事主の氏名又は名称
又は	② 工事が施行される土地の所在地
特定盛土等	③ 工事施行者の氏名又は名称
	④ 工事の着手予定年月日及び完了予定日
	⑤ 盛土又は切土の高さ
	⑥ 盛土又は切土をする土地の面積
	⑦ 盛土又は切土の土量
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称
	② 工事が施行される土地の所在地
	③ 工事施行者の氏名又は名称
	④ 工事の着手予定年月日及び完了予定日
	⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ
	⑥ 土石の堆積をする土地の面積
	⑦ 土石の堆積の最大堆積土量

(※6)住民への周知を行う範囲は、表 4-5 のとおりです。なお、表に示す範囲に隣地が含まれていない場合も、少なくとも隣地及び道路を挟んだ向かいの土地に対しては周知を行ってください。具体的な周知の範囲については、建築指導課と事前に協議を行ってください。

表 4-5 住民への周知を行う範囲

盛土の区分	住民(※6-1)への周 知を行う範囲の考え方	参考図
①平地盛土(※6-2) ②切土 ③土石の堆積	・盛土等(切土)の境界(法尻)から盛土等(切土)の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲。(※右参考図「L」の範囲)	法尻からの水平距離 L≦2h 盤土高 h 地盤勾配1/10未満
腹付け盛土(※6-2)	・盛土のり肩までの高さりに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲。平面的には盛土両端から分散角度30°を含めた盛土の低標高側の範囲。(※右参考図「I」の範囲)	30°
① 省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する渓流等における高さ15mを超える盛土② 渓流等(※6-3)における盛土(①を除く)③ 谷埋め盛土(※6-2)(①及び②を除く)④ 腹付け盛土のうち、右上参考図「1」の範囲に渓流等が存在するもの(①及び②を除く)	・下流の渓床勾配が2 度以上の範囲。平面的には渓流(谷の中心から両側 25m、※右参考図 A)、および谷出口(※6-4)から下流の谷底から比高+10mの範囲で、土砂災害警戒区域(土石流)が設定されている渓流内の盛土の場合は、当該警戒区域を含める(※右参考図「B」)	B:谷出口から下流の谷底から比高+10mの範囲 A:谷底の中心から両側25m 30 <sup>1</sup> 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

図の出典: 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について(技術的助言)(国土交通省令和5年5月26日)より抜粋・加筆

- (※6-1)「住民」とは、居住者、建物所有者及び建物占有者等をいい、土地に建物がない場合でその土地 を事業活動等に使用している場合は、土地の管理者を含みます。
- (※6-2)「平地盛土」「腹付け盛土」及び「谷埋め盛土」については、「【許可申請書 記載上の注意事項】 ⑧」を参照のこと。
- (※6-3) 渓流等の範囲は、「【補足6】 渓流等の範囲について」を参照のこと。
- (※6-4) 谷出口は、谷地形が開けて、谷幅が広くなる地点をいう。

#### 【補足6】渓流等の範囲について

渓流等の範囲とは、渓床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします(図4-1)。なお、0次谷とは、一連の谷地形の上流端において、等高線群の間口(図4-2のa)と奥行(図4-2のb)の長さの関係がa≥bとなった地点をいいます。



図 4-1 渓流等の概念図

出典:盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方(国土交通省 HP 掲載) R5.5

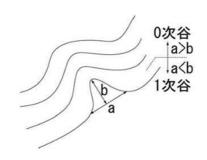


図 4-2 0次谷

出典:盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方(国土交通省 HP 掲載) R5.5

豊橋市内における渓流等の範囲を示した参考図を、公開型地理情報システム「ちずみる豊橋」内の「盛 土規制情報マップ」で公表しています。

URL: <a href="https://www2.wagmap.jp/toyohashi/Portal">https://www2.wagmap.jp/toyohashi/Portal</a>

(ちずみる豊橋 → まちづくり情報マップ → 盛土規制情報マップ)

- (※7) 令第7条第2項第2号に規定する土地(渓流等)において令第3条に規定する盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。
- (※8) 崖面崩壊防止施設の適用条件については、「盛土規制法に係る設計指針」の第6章を参照すること。また、崖面崩壊防止施設は、擁壁の適用に問題がある場合擁壁に代えて設置するものであるため、「擁壁を適用する場合の問題点(地盤の変動又は地下水の侵入のおそれがある等、擁壁の機能及び性能の維持が困難な地盤条件)」を示す、①又は②の書類を添付すること。
  - ①地盤の変動のおそれがあること(擁壁設置後に壁体に変状を生じる程度に変動のおそれがあること)を示す資料

- ・盛土又は切土計画箇所の基礎地盤の状況に関する地質調査結果(基礎地盤が軟弱であること又は支持層の分布が平面的・断面的に不規則であることが判断できる地質断面図等)
- ② 地下水の侵入のおそれがあること(擁壁の水抜きで対処できない程度に侵入のおそれがあること)を示す資料
  - ・盛土又は切土計画箇所を含む流域の平面図(集水地形が判断できる地形コンタ等の情報及 び表流水や湧水の分布がわかる情報を記載したもの)
  - ・盛土又は切土計画箇所の地下水位データ(盛土前又は切土後の地盤の高標高部や背面の地下水位が高いことがわかるボーリング調査データ等)
- (※9) 名古屋市住宅都市局による宅地造成工事技術指針で標準図として示されている擁壁を使用する 場合は、添付不要です。

#### 4.3 変更許可申請及び軽微な変更について

4.3.1 許可を受けた工事の変更許可申請(法第16条第1項)

許可を受けた者は、宅地造成等に関する工事の計画を変更しようとするときは、変更許可申請書(正本1部、副本1部)を提出し、事前に市長の許可を受けなければなりません。(法第16条第1項)

表 4-6 変更許可申請に必要な図書

行為	提出書類	時期
宅地造成又は	省令様式第7申請書	変更工事着手前に
特定盛土等	省令第7条第1項各号で変更するもの	許可を受ける
土石の堆積	省令様式第8申請書	
	省令第7条第2項各号で変更するもの	

#### 【変更許可申請書 記載上の注意事項】

- ① 「設計者住所氏名」の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合においては、〇印を付してください。なお、新たに当該工事を含むこととなった場合には、資格を有することを証明するに足りる資料をこの申請書に添付してください。
- ② 「土地の所在地及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載(変更後は朱書記入)してください。

4.3.2 許可を受けた工事の軽微な変更の届出(法第16条第2項) 許可を受けた者は、宅地造成等に関する工事について軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更の届出書を知事に提出しなければなりません。(法第16条第2項) 軽微な変更の届出を行う場合は、細則第2号の様式に必要に応じて変更の内容がわかる 書類を添付の上、遅延なく届出してください(正本1部、副本1部)。

なお、軽微な変更に該当するものは表 4-7 軽微な変更のとおりです。

表 4-7 軽微な変更

行為	変更内容
宅地造成又は特定盛土等	工事主、設計者又は工事施工者の氏名、名称、住所の変更
	工事着手予定年月日、工事完了予定年月日の変更
土石の堆積	工事主、設計者又は工事施工者の氏名、名称、住所の変更
	工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期
	間をいう)の変更(変更後の予定期間が変更前の予定期間を
	超えないものに限る)

4.4 擁壁等を除却する工事及び公共施設用地転用の届出書作成要領 (法第21条第3項、第4項) 宅地造成等工事規制区域において、表 4-8 に掲げる工事を行う場合は、それぞれ法第 21条第3項及び第4項に基づき、次の要領で届出書を作成し、正本1部と副本1部を提出してください。

ただし、法第 12 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 4-8 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却 工事を行う場合 ①高さが2メートル超の 擁壁又は崖面崩壊防止 施設 ②地表水等を排除するた	工事に着手 する日の 14 日前まで	様式第 17	(法第21条第 3項、令第26 条各項、令第 34条)
	めの排水施設 ③地滑り抑止ぐい等 公共施設用地を宅地又は 農地等に転用した場合	転用した日 から 14 日 以内	様式第 18	(法第21条第 4項)

#### 4.5 規制区域の指定の際に施工中の工事の届出(法第21条第1項)

盛土規制法に基づく規制区域の指定の際、当該規制区域内において行われている宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、届け出てください(法第21条第1項)。詳しくは、建築指導課の以下のページを参照してください。

【周知チラシ】<a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/107766/21tirasi.pdf">https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/107766/21tirasi.pdf</a>【留意事項と添付図書】<a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/61033.htm">https://www.city.toyohashi.lg.jp/61033.htm</a>

# 4.6 届出工事の変更届出書

届出書に係る事項を変更しようとする場合は、届出工事の変更届出書(参考様式)に、 必要に応じて変更の内容がわかる書類を添付し、正本1部と副本1部を提出をしてください。

## 4.7 許可等手数料

許可申請手数料は、建築指導課の以下のページにて公表しています。

URL: https://www.city.toyohashi.lg.jp/5439.htm

許可申請に係る工事が中間検査の対象工事である場合は、中間検査申請手数料が別途必要になります。中間検査の対象工事については、中間検査(5.2.2 節)を参照してください。

なお、都市計画法第 29 条第 1 項の開発許可を受けた工事で、盛土規制法の中間検査の 対象となる場合は、開発許可申請手数料のほかに盛土規制法の中間検査申請手数料が別途 必要になります。

中間検査申請手数料は、許可申請時ではなく、中間検査申請時に徴収します。

## 4.8 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

### 表 4-9 標準処理期間

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間(単位:日)*
宅地造成及び特定盛土等に関する 工事の許可	法第 12 条第 1 項	30
土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	1 4

- ※(1)標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正や補正に要する期間は含まれません。
  - (2) 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
  - (3)標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの審査期間の目安ですので、標準処理期間内の処分を保障するものではありません。

# 5. 許可後における留意事項、検査・定期報告等

## 5.1 工事着手時の留意事項

## 5.1.1 許可証の交付

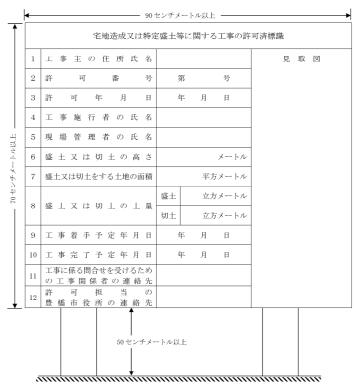
市長は、申請内容を審査して法令に定められた技術的基準に適合している場合に限り許可証を交付します。なお、許可証の交付を受けた後でなければ工事に着手することができません。

## 5.1.2 工事着手届の提出(細則第3条)

細則第3条に基づき、工事主は当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに市長 へ届け出る必要があります。細則様式第1号により、正本1部を提出してください。

### 5.1.3 標識の掲示(法第49条)

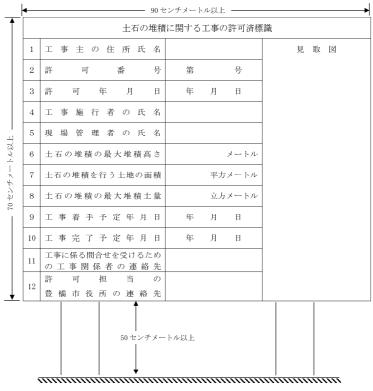
工事着手にあたり、工事の場所の見やすい箇所に標識を設置する必要があります。標識の 大きさ及び表示事項は下図のとおりです。



〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

### 図5-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識



#### 〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

# 図5-2 土石の堆積に関する工事の標識

## 5.2 検査・定期報告等

# 5.2.1 検査・定期報告の提出

正本1部、副本1部を提出してください。

# 5.2.2 中間検査(法第18条第1項)

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土又は切 土の安全性にかかわる重要な検査となります。工事主は、以下の規模の工事が特定工程を含 む場合、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に検査を申請しなければなりません。 検査の方法は現場立会によるものとします。

工事が技術的基準に適合していると認められた場合、中間検査合格証を交付します。

中間検査合格証を受けた後でなければ、排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事を行ってはなりません。

表 5-1	中間検査の対象規模等
1201	

行為	検査を要する規模	特定工程	申請書類	検査申請時期
宅地造	①盛土で高さ 2m 超の崖	盛土前又は切	様式第 13、	暗渠排水管配置
成又は	②切土で高さ 5m 超の崖	土後の地盤面	検査対象を	完了から 4 日以
特定盛	③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖(①、②を除く)	に排水施設(暗	明示した平	内
土等(※	④盛土で高さ 5m 超 (①、③を除く)	渠排水管)を配	面図、検査対	
1)	⑤盛土又は切土をする厚さが30cm	置する場合	象の写真	
	超かつ盛土又は切土の面積 3,000			
	m超(①~④を除く)			

(※1)法第15条第2項により、みなし許可と扱われる開発許可(都市計画法第29条第1項又は第2項)に係る工事についても、中間検査の規定の適用を受けます。

### 【補足事項】

以下の(1)~(4)のいずれかに該当する場合は、地下水排除工(暗渠排水管)の設置を必要とします。なお、任意に設置する地下水排除工についても、工事が検査を要する規模に該当する場合には、中間検査の対象となります。

- (1) 渓流等における盛土
- (2) 谷や沢を埋め立てて行う盛土であって、盛土をする土地の面積が 3,000 ㎡以上であるもの
- (3) 盛土をする前の地盤面の水平面 に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m以上であるもの
- (4) のり高が 15mを超える盛土

### 5.2.3 定期報告(法第19条第1項)

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。許可を受けた工事の内、表 5-2 に該当する規模の工事の工事主は、工事が完了するまでの間、3か月ごとに、報告の時点における工事の実施状況、盛土又は切土若しくは土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真、その他以下の事項を示す書類を報告書に添付して市長に提出しなければなりません。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断された場合は、必要な対策を講じなければ なりません。

- (1) 報告事項(共通事項)(省令第50条第1項)
- ① 工事が施行される土地の所在地
- ② 工事の許可年月日及び許可番号
- ③ 前回の報告年月日(2回目以降のみ)
- (2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事(省令50条第2項)
- ① 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- ② 報告の時点における盛土又は切土の面積
- ③ 報告の時点における盛土又は切土の土量
- ④ 報告の時点における擁壁等(法第 13 条第 1 項に規定する擁壁等)に関する工事の施 行状況
- (3) 土石の堆積に関する工事(省令50条第3項)
- ① 報告の時点における土石の堆積の高さ
- ② 報告の時点における土石の堆積の面積
- ③ 報告の時点における堆積されている土石の土量
- ④ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

表 5-2 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地造 成又は 特定盛 土 等 (※1)	①盛土で高さ2m超の崖②切土で高さ5m超の崖③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く)④盛土で高さ5m超(①、③を除く)⑤盛土又は切土をする厚さが30cm超かつ盛土又は切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	報告の時点における盛 土、切土、擁壁、崖面崩 壊防止施設、排水施設、 グランドアンカー、その 他の土留の施工状況	細則様式第 3号、盛土、 切土をして いる土地及 びその付近 の写真、報告 対象を明示 した平面図	許可日から 3か月ごと	左記「報告の 期間」の末日 の属する月 の5日まで

		報告の時点における土		
		石の堆積の施工状況(空	細則様式第	
	①堆積の高さ5m 超かつ面積	地、柵、雨水その他の地	4号、土石の	
土石の	1,500 ㎡超	表水を有効に排除する	堆積を行っ	
エロの 堆積	②堆積をする厚さが 30cm	措置及び擁壁等の状況。	ている土地	
上上15	超かつ堆積の面積 3,000 ㎡	なお、前回の報告の時点	及びその付	
	超	から新たに堆積及び除	近の状況の	
		去された土石の土量を	写真	
		含む)		

(※1)法第15条第2項によりみなし許可と扱われる開発許可(都市計画法第29条第1項又は第2項)に係る工事についても、定期報告の規定の適用を受けます。

# 5.2.4 工程報告(細則第6条)

宅地造成又は特定盛土等の工事に際しては、許可工事が次の(1)~(4)に掲げる工程に達する日までに、その旨を報告してください。また、報告があった場合、原則として現地確認を行います。

- (1)練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎工事を完了するとき
- (2)鉄筋コンクリート造のL型等擁壁を設置する場合において、擁壁の配筋を完了するとき
- (3) 無筋コンクリート造の重力式擁壁を設置する場合において、擁壁の型枠を完了するとき
- (4) その他あらかじめ市長が指定する工程(崖面崩壊防止施設を設置する場合において、掘削、床付け、背面地盤の処理を完了するとき等)

表 5-3 工程報告時に提示する書類

工程	提示する書類
(1)練積み造の擁壁を設置する場合	・基礎床の深さ、基礎コンクリートの種類及
において、基礎工事を完了するとき	び出来形寸法が設計内容と整合していること
	を撮影した写真(鉄筋コンクリートの場合、
	配筋状況についても(2)に準じて撮影する
	こと)
(2)鉄筋コンクリート造のL型等擁	・鉄筋の種類、径、間隔及びかぶり厚さが設
壁を設置する場合において、擁壁の配	計内容と整合していることを撮影した写真
筋を完了するとき	

(3)無筋コンクリート造の重力式擁	・型枠の各部寸法を撮影した写真(コンクリ
壁を設置する場合において、擁壁の型	ート打設後に所定の出来形寸法が確保される
枠を完了するとき	ことがわかるもの)
(4) 崖面崩壊防止施設を設置する場	・掘削、床付けの状況及び背面地盤の処理が
合において、掘削、床付け、背面地盤	適切に施工されていることを撮影した写真
の処理を完了するとき	・部材(中詰材、枠部材等)が設計内容と整
	合していることを撮影した写真

擁壁を設置する場合においては、支持地盤が設計の地盤許容応力度を有していることを示す以下の書類を提出してください。なお、許可申請後に地盤調査を行い、地盤改良工事が必要であることが判明した場合は、変更許可申請が必要となります。

#### (1) 地盤改良を行わない場合

・建築基準法告示\*に定める地盤の許容応力度の許容支持力を求めるための地盤調査の 試験結果報告書

#### (2) 地盤改良を行う場合

・地盤改良工事の施工報告書、建築基準法告示\*に定める地盤の許容応力度の許容支持力を求めるための地盤調査の試験結果報告書

※地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件(平成13年7月2日号外国土交通省告示第1113号)

# 5.2.5 完了検査等(法第17条)

#### (1)工事完了検査等

宅地造成又は特定盛土等について許可を受けた工事が完了したときは、4日以内に完了 検査申請書を提出しなければなりません。検査の方法は現場立会によるものとします。工事 が技術的基準に適合していると認められた場合、検査済証を交付します。

土石の堆積について許可を受けた工事が完了したときは、4日以内に確認申請書を提出 しなければなりません。確認の方法は現場立会によるものとします。堆積されていた全ての 土石が除去されたと認められた場合、確認済証を交付します(以下、土石の堆積の場合は「検 査」を「確認」と読み替えます)。

表 5-4 完了検査

行為	区分	申請書類	検査申請時期		
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	様式第9	て東ウマから 4 口以内		
土石の堆積	確認申請	様式第 11	工事完了から 4 日以内		

完了検査申請にあたっては、工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書(工事着手から工事完了までの施工状況を示す以下の写真を含む。)を整備し、検査申請時に提出してください。なお、資料は検査後に返却します。

# 施工状況写真

#### 【宅地造成又は特定盛土等の場合】

- ア. 工事着手前(全景)
- イ. 丁張及び床堀(根入れ深さ、支持層が確認できるもの)
- ウ. 地盤改良(材料及び寸法の管理状況がわかるもの)
- 工、地下水排除工(暗渠排水管)等の排水施設の設置(材料及び寸法が確認できるもの)
- オ. 擁壁等の構造物の基礎、配筋、型枠組立、コンクリート打設(規格及び寸法が確認 できるもの)
- 力、埋戻し(擁壁等の構造物の出来形寸法、透水層の施工状況が確認できるもの)
- キ. 盛土(段切りの寸法(15°以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合に限る。)及び土の締 固めの巻出し厚(概ね30cm以下)が確認できるもの)
- ク、その他、完了後に隠ぺい部となる部分の工程(完了検査で目視できなくなるもの)
- ケ. 工事完了後(全景)

# 【土石の堆積の場合】

- ア. 工事着手前(全景)
- イ. 柵及び関係者以外の立入りを禁止する旨の表示の設置
- ウ. 側溝等の地表水を排除するために必要な措置
- 工. 土石の堆積(最大の高さ及び周囲に設けた空地の寸法が判読できるもの)
- オ、その他、土砂の流出を防止するために講じる措置
- 力,工事完了後(全景)

## (2) その他

原則として、宅地造成及び特定盛土等の許可申請に及んだ行為の全ての範囲で、造成工事が完了するまでは、使用が禁止されます。

造成工事が長期間にわたる大規模団地造成等の場合は、工区毎に完成させ、その部分を含めた安全性が担保できる範囲ごとに完了検査を受けることができます。この場合は、あらかじめ、許可申請時に工区を分けて図書を作成してください。

# 5.3 検査・定期報告にあたっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して確実に行い、その実施に当たっては、特に、 次の各事項に留意する必要があります。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- (2)検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- (3)検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- (4) 工事の途中において行う中間検査は、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- (5) 堆積した土石の状況を正確に報告し、許可から逸脱していないかを確認できること
- (6)検査・定期報告の結果、適正でない場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検 査・確認を受けること

### 6. 他の法令との関連

- (1) 都市計画法第 29 条第1項又は第2項の許可を受けて行なわれる当該許可の内容に 適合した宅地造成等に関する工事については、盛土規制法による許可を受けたものと みなされます(法第 15 条第2項及び法第 34 条第2項)。詳しくは、許可を要しない 工事(1.4 節の(※5))を参照してください。
- (2) 盛土規制法により許可を受けなければならない場合の擁壁の設置については、建築基準法による工作物の確認申請は免除されます(建築基準法第88条第4項)。
- (3) 上記事項以外は、盛土規制法に他の法令との関連は定められていないので、他の法令に基づく許可、届出、承認等の手続が必要であるかどうかをあらかじめ調査して、必要があれば、他の法令に基づく手続を行ってください。

### 主な関連法令(参考)

- 都市計画法
- 建築基準法
- ・ 豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- 土地区画整理法
- 農地法
- 農業振興地域の整備に関する 法律
- 森林法

- 自然公園法
- 自然環境保全法
- ・愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
- ・廃棄物の処理及び清掃に関す る法律
- 砂防法
- 土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律

- ・急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律
- 道路法
- 河川法
- 国有財産法
- 特定都市河川浸水被害対策法
- ・再生可能エネルギー電気の 利用の促進に関する特別措 置法

# 7. その他の手続

# 7.1 手続きの一覧

工事に必要な手続きを、以下のとおりまとめます。

表 7-1 手続きの一覧

			手続きの種類	根拠法令等	様式
事前相	事前相談				現地調查(事前調查)依頼票(参 考様式)
	当初		宅地造成等に関する工事の許可	法第12条第1項	様式第2(省令第7条第1項) 様式第4(省令第7条第2項)
許可申請	変見	更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可	法第 16 条第 1 項	様式第7又は第8(省令第37 条)
			宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届 出	法第16条第2項	様式第2号(細則第4条)
標識の	掲示		標識の掲示	法第 49 条	様式第23 又は第24(省令第 87条)
			工事着手の届出	細則第3条	様式第1号(細則第3条)
			工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成 等に関する工事を行っている場合)	法第21条第1項	様式第 15 又は第 16(省令第 52 条第 1 項又は第 3 項)
工事等届出	の	当初	工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、高さ 2m超の擁 壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする 場合)	法第21条第3項	様式第 17(省令第 55 条)
			工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を 宅地又は農地等に転用した場合)	法第21条第4項	様式第 18(省令第 56 条)
	翌	更	届出工事の変更届出		届出工事の変更届出書(参考様 式)
中間	中間検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検 査	法第 18 条第 1 項	様式第 13(省令第 46 条)
定期報告			宅地造成等に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	様式第3号又は第4号(細則第5条各項)
完了	完了検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検 査	法第 17 条第 1 項	様式第9(省令第40条)
<u> </u>			土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項	様式第 11(省令第 43 条)

各種申請に必要な様式について、豊橋市のホームページで公表しています。

URL: https://www.city.toyohashi.lg.jp/61033.htm

# 8. 問い合わせ先

豊橋市役所 建設部 建築指導課 開発審査グループ

住 所: 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地(豊橋市役所 東館3階)

電話番号: (0532)51-2584 FAX番号: (0532)56-3815

E-mail : kenchikushido@city.toyohashi.lg.jp